

福岡県版気候風土適応住宅の基準（解説）

令和8年4月1日

福岡県内所管行政庁

（福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）

目 次

1. 気候風土適応住宅とは	1
2. 気候風土適応住宅の基準	1
3. 福岡県版気候風土適応住宅の基準の概要	
3-1. 基準を定める目的	2
3-2. 福岡県版気候風土適応住宅の基準	4
3-3. 基準告示との関係	5
4. 福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）	
4-1. 基準の適用範囲	6
4-2. 基準適合の確認方法（フロー）	6
4-3. 基準適合の確認方法（チェックリスト）	7
4-4. 説明努力義務	8
4-5. 審査機関への手続き	9
4-6. チェックリスト等の取り扱い	10
4-7. 基準の適用にあたって	11
5. 「福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）」の取り扱い	
イ 対象規模等	12
ロ 外皮基準に適合させることが困難と想定されるもの	14
ハ 地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられるもの	22
（参考1）審査、検査に必要な図書、書類の一覧	34
（参考2）気候風土適応住宅の特徴を捉える観点に関する整理	35
（様式）伝統的な継手仕口に関する証明書	36

用語の定義

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（通称「建築物省エネ法」）関連

省エネ基準	外皮基準	外皮基準値 (UA、 η AC) \geq	外皮設計値 (UA、 η AC)
	一次エネルギー消費量基準	基準一次エネルギー消費量 \geq	設計一次エネルギー消費量

省エネ性能

○省エネ基準

外皮基準と一次エネルギー消費量基準のこと。

○外皮基準

外皮設計値を、外皮基準値以下とすること。

- ・外皮基準値
外皮平均熱貫流率 (UA 値)^{※1}と冷房期の平均日射熱取得率 (η AC 値)^{※1} (いずれも基準値) のこと。
※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第二号イ(1)表
- ・外皮設計値 (外皮性能)
外皮平均熱貫流率 (UA 値)^{※2}と冷房期の平均日射熱取得率 (η AC 値)^{※2} (いずれも設計値) のこと。
※2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第二号イ(1)

○一次エネルギー消費量基準

設計一次エネルギー消費量を、基準一次エネルギー消費量以下とすること。

- ・基準一次エネルギー消費量
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条に基づく基準一次エネルギー消費量のこと。
- ・設計一次エネルギー消費量
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条に基づく設計一次エネルギー消費量のこと。

○省エネ性能

外皮設計値と設計一次エネルギー消費量のこと。

○省エネ適判

建築物省エネ法第11条における「建築物エネルギー消費性能適合性判定」のこと。

建築基準法関連

○確認申請

建築基準法第6条、6条の2に基づく確認のこと。

○完了検査

建築基準法第7条、7条の2に基づく検査のこと。

その他

○カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

○LCA

「ライフサイクルアセスメント (Life Cycle Assessment)」の略で、製品やサービスが原材料の調達から製造、流通、使用、そして廃棄・リサイクルに至るまでの全工程における環境負荷を、科学的かつ定量的に評価する手法。

1. 気候風土適応住宅とは

「気候風土適応住宅」とは、各地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成及び⑤住まい方などの特徴を多面的に備えていることから、外皮基準に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号（以下「基準告示」という。））に適合する住宅のことをいいます。

2. 気候風土適応住宅の基準

基準告示では、第1項第一号に「国が定める要件を定めたもの」、第1項第二号に「所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、第1項第一号に掲げる要件のみでは地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、第1項第一号の要件に必要な要件を付加したもの」、第2項に「所管行政庁が第1項の要件と同等であると認められるものとして別に定めるもの」が定められています。

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において、「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。
 - 一 次のイから二までのいずれかに該当するものであること
 - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
 - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - ハ 屋根が茅葺であること
 - 二 次の（1）及び（2）に該当すること
 - （1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
 - （i）片面を真壁造とした土塗壁であること
 - （ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - （iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - （2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
 - （i）屋根が以下のいずれかの構造であること
 - ①化粧野地天井
 - ②面戸板現し
 - ③せがい造り
 - （ii）床が板張りであること
 - （iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること
 - 二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること
- 2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

3. 福岡県版気候風土適応住宅の基準の概要

3-1. 基準を定める目的

気候風土適応住宅に関しては、基準告示第1項第1号で国が定める要件が規定されています。この要件は全国共通の基準ですが、基準告示第2項により、所管行政庁は各地域の気候・風土の特性を踏まえ、将来への技術継承が危惧される等の要件を独自の基準として定めることが可能です。

福岡県は温帯性気候で概して温暖で、適度の雨量があり、年間を通すと温暖的要素が強い一方で、玄界灘や響灘に面していることから、北部は日本海型気候区、南側は内陸型気候区に分かれています。山地等の地形による影響も相まって、地域によって寒暖差や降水量等に特徴があり、温暖な中においても非常に豊かな気候を有しています。

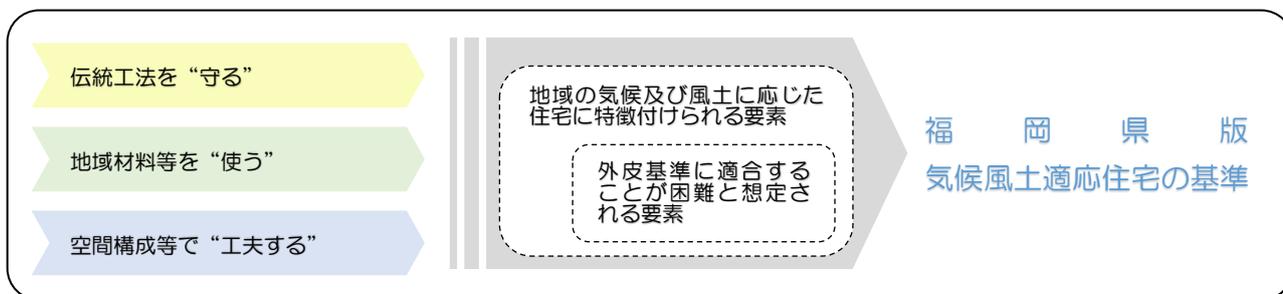
県内には、こうした多様な気候に対応するため、エアコン等の設備に頼らず、深い軒や掃き出し窓等を用いて遮熱や通風を図る等の工夫をした古民家も数多く存在します。

しかしながら、建築物省エネ法の改正により、これまで以上に住宅の高断熱化が求められる中で、貫工法等の伝統工法を用いた住宅の新築や、伝統的な継手仕口等を現しとし、継承しようとする取り組みが難しくなっています。また、地域の大工等の建築職人の持つ技術そのものを継承していくことも大変重要です。

もちろん、カーボンニュートラルや温室効果ガスの排出量削減の実現に向けて、建築物の省エネ性能の向上は必要不可欠です。

これらを実現するための取り組みとして、ライフサイクルアセスメント（LCA）の観点から地域材料や自然材料を使用したり、自然環境を活かした空間構成等を用いたりすることが考えられますが、このような手法は、現在の建築物省エネ法では評価されにくい側面があることもまた事実です。

そこで、県内所管行政庁（福岡県、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市）で連携し、福岡県の気候及び風土に応じた住宅の基準として、「伝統工法を“守る”」、「地域材料等を“使う”」、「空間構成等で“工夫する”」をコンセプトに、「福岡県版気候風土適応住宅の基準」を策定しました。



（伝統的住宅の要素の継承について）

気候風土適応住宅の認定に関する技術的助言（平成 28 年 3 月 31 日 国住建環第 65 号）において、伝統的構法等の継承に配慮しつつ、地域の状況を考慮した認定指針※等を策定することとされてきました。（※令和元年の法改正により、認定制度は廃止されています。）

これをふまえ、基準の策定にあたっては、瓦葺きや漆喰塗、畳敷きなど、建築物省エネ法の改正に大きな影響を受けない「伝統的住宅の要素」の継承に関する要件も設けています。

（景観形成について）

基準の策定にあたっては、屋根の色彩や外壁の仕上げに関する要件を設けていませんが、景観形成への配慮と、伝統的住宅の要素の継承の二つの観点から、良好な景観形成に努めるとともに、伝統的な外壁の仕上げである板張りや土塗、漆喰塗等を用いることが望ましいです。

（省エネ基準の一部合理化について）

福岡県版気候風土適応住宅に該当する場合、外皮基準の適用が除外されますが、一次エネルギー消費量基準には適合させる必要があります。

気候風土適応住宅の場合の省エネ基準

外皮基準	適用除外
一次エネルギー消費量基準	基準への適合が必要 (基準一次エネルギー消費量 \geq 設計一次エネルギー消費量)

（備考）

今回策定した「福岡県版気候風土適応住宅の基準」は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで運用していた「福岡県版気候風土適応住宅の運用基準（案）」について、令和 7 年 4 月 1 日の建築物省エネ法の改正等をふまえ、新たに見直しを行ったものです。

3-2. 福岡県版気候風土適応住宅の基準

基準告示第2項に基づき、所管行政庁が定める基準として、次のとおり、福岡県版気候風土適応住宅の基準を定めました。

福岡県版気候風土適応住宅の基準（福岡県における告示）

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。）第2項の規定により、基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして、福岡県において別に定める基準を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 基準告示第1項第一号に掲げる要件に該当すること
- 二 次のイからハまでの全てに該当すること
 - イ 次の（1）から（3）までの全てに該当すること
 - （1）建築士の設計に係るものであること
 - （2）木造の一戸建ての住宅であること
 - （3）次の（i）、（ii）のいずれかに該当すること
 - （i）□（1）から（3）までのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が300㎡以下であること
 - （ii）□（4）に該当する場合にあっては、延べ面積が200㎡以下であること
 - 次の（1）から（4）までのいずれかに該当すること
 - （1）外壁の過半が貫工法等を用いたものであること
 - （2）石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること
 - （3）墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現しであること
 - （4）外壁の3分の1以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること
- ハ 次の（1）から（6）までのいずれか3つ以上に該当すること
 - （1）屋根の過半が瓦で葺かれていること
 - （2）外壁の過半に深い軒等（0.9m以上）が設けられていること
 - （3）居室と外部の間に縁側が設けられていること
 - （4）内壁の過半が漆喰等の塗壁であること
 - （5）畳の間（8畳以上）又は土間（5㎡以上）が設けられていること
 - （6）構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が10m³以上使用されていること

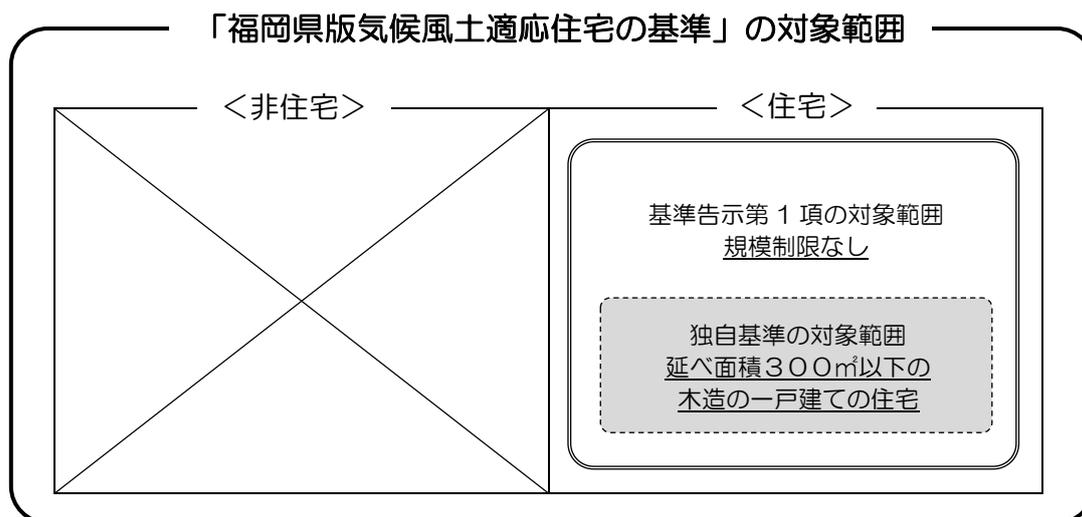
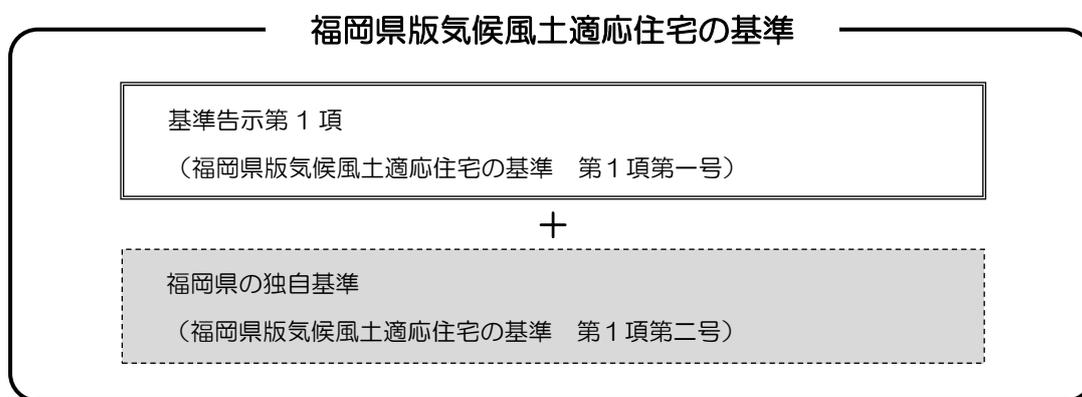
3-3. 基準告示との関係

福岡県の気候や風土に応じた特徴を多面的に備えた住宅として、基準告示で定められた住宅（福岡県版気候風土適応住宅の基準 第一号）と福岡県の独自基準（福岡県版気候風土適応住宅の基準 第二号）を合わせて、「福岡県版気候風土適応住宅の基準」として策定しました。

したがって、福岡県では引き続き基準告示第1項（国基準）の適用が可能です。基準告示については、「気候風土適応住宅の解説（一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター発行）」をご参照ください。

なお、基準告示と福岡県の独自基準では、それぞれ対象となる住宅の規模が異なります。

「4. 福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）」以降では、福岡県の独自基準の部分について解説します。



4. 福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）

4-1. 基準の適用範囲

①対象区域

福岡県全域

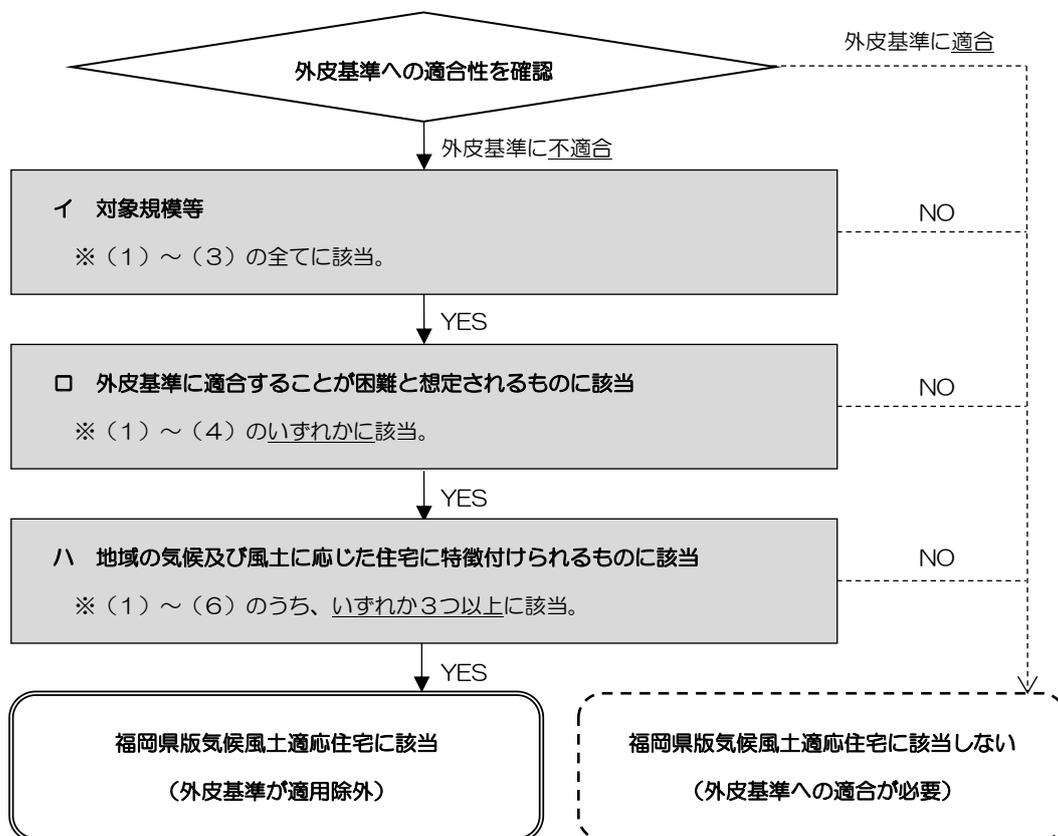
②対象住宅

建築士の設計によるもので、延べ面積が300㎡以下の木造の一戸建ての住宅

※ □（4）とする場合にあっては、延べ面積200㎡以下の木造の一戸建ての住宅に限られます。

4-2. 基準適合の確認方法（フロー）

計画している住宅が福岡県版気候風土適応住宅の基準に適合するかどうかについては、「チェックリスト」を使用し、福岡県版気候風土適応住宅の基準におけるイからハのいずれにも該当することについて、建築士において判断してください。



4-3. 基準適合の確認方法（チェックリスト）

○作成者に関する項目					
作成者	資格	□一級建築士 □二級建築士 □木造建築士			
	作成者名				
○外皮基準に関する項目					
		基準値	設計値		
A 地域区分			□左欄記入		
B 外皮平均熱貫流率（UA 値）※1			□適 □不適		
C 冷房期平均日射熱取得率（ ηAC ）※1			□適 □不適		
○福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）に関する項目					
			チェック		
イ	(1)	建築士の設計に係るものであること	□	全てに✓が必要	
	(2)	木造の一戸建ての住宅であること	□		
	(3)	(i)	□(1)から(3)までのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が 300 m ² 以下であること	□	いずれか1つに✓が必要
		(ii)	□(4)に該当する場合にあっては、延べ面積が 200 m ² 以下であること	□	
ロ	(1)	外壁の過半が貫工法等を用いたものであること	□	いずれか1つに✓が必要	
	(2)	石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること	□		
	(3)	墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現しであること	□		
	(4)	外壁の3分の1以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること	□		
ハ	(1)	屋根の過半が瓦で葺かれていること	□	いずれか3つ以上に✓が必要	
	(2)	外壁の過半に深い軒等（0.9m 以上）が設けられていること	□		
	(3)	居室と外部の間に縁側が設けられていること	□		
	(4)	内壁の過半が漆喰等の塗壁であること	□		
	(5)	畳の間（8 畳以上）又は土間（5 m ² 以上）が設けられていること	□ 畳の間（8 畳以上） □ 土間（5 m ² 以上）		□
(6)	構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が 10m ³ 以上使用されていること	□			
○その他の項目			チェック		
福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）の取り扱い（p12～33）を確認しました。			□		
チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類を作成し、チェックリストに添付しました。			□		
建築物省エネ法第 6 条に基づき、建築主に説明を行いました。			□		
チェックリストに記載の事項は、事実と相違ありません。			□		

※1 実際の外皮性能（外皮平均熱貫流率（UA 値）又は冷房期平均日射熱取得率（ ηAC ））を計算し、記入をしてください。また、福岡県版気候風土適応住宅においては、UA 値又は ηAC のいずれか若しくはその両方が不適合となりますが、可能な限り省エネ性能の向上に努めてください。なお、確認申請や省エネ適判における「一次エネルギー消費量」の計算にあっては、仕様基準相当の外皮性能によって評価してください。

4-4. 説明努力義務

建築士は、建築物の建築等に係る設計を行うときは、その設計を委託した建築主に対し、建築物のエネルギー消費性能や、その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならないこととなっています。

福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）を適用させる場合、建築士は建築主に対して、基準の趣旨や、合理化される省エネ基準の内容、要件のうちどれに該当するかについて説明を行うこととします。要件の説明にあっては、「チェックリスト」や「チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類」を作成し、それらを用いて説明を行ってください。

また、基準告示（第一号）を適用させる場合にあっても、建築士は建築主に対して、「気候風土適応住宅チェックリスト」（「気候風土適応住宅」の解説 2024 年度版 p22）を用いて説明を行ってください。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

第6条

（略）

3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第1条

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第三項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

4-5. 審査機関への手続き

（確認申請、完了検査及び省エネ適判について）

確認申請、完了検査又は省エネ適判の中で、省エネ基準に適合しているかどうかの審査や検査が行われる場合、それぞれの手続きの中で、福岡県版気候風土適応住宅の基準に関する審査や検査が行われることになります。

一方で、確認申請が不要なものや、確認申請の中においても省エネ基準に適合しているかどうかの審査や検査が省略されるものについては、建築士の責任において基準適合を確認していただくこととなります。

「チェックリスト」や「チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類」、「完了検査時に必要な図書、書類」を作成し、審査にあっては『提出』、検査にあっては『準備』をしてください。

（p10 参照）

（増築の取り扱いについて）

増築の場合、省エネ基準への適合については「増築部分のみ」での基準適合が求められます。

増築部分を福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）とする場合は、「増築部分のみ」で判断を行ってください。

（確認申請における計画変更、軽微な変更について）

変更の内容が、建築基準法施行規則第3条の2に該当する場合は、確認申請における軽微な変更を行ってください。それ以外の変更は計画変更が必要となります。

（省エネ適判における計画変更、軽微な変更について）

変更の内容が、建築物省エネ法施行規則第5条に該当する場合は、省エネ適判における軽微な変更を行ってください。それ以外の変更は計画変更が必要となります。

なお、福岡県版気候風土適応住宅の基準に適合しなくなるような変更を行う場合は、省エネ適判における計画変更等が必要となります。

4-6. チェックリスト等の取り扱い

確認申請が必要な場合における、「チェックリスト」、「チェックリストの内容を確認できる図書、書類」及び「完了検査時に必要な図書、書類」の取り扱いは、以下のとおりとします。

なお、検査時に福岡県版気候風土適応住宅の基準に適合しないことが確認された場合は、適合するようにするか、省エネ適判が必要となります。

○省エネ適判が必要な場合

	省エネ適判	確認申請 3号特例以外	建築主への説明	完了検査
チェックリスト	○（提出）※1	－※2	○（説明）※3	－
チェックリストの内容を確認できる図書、書類				
完了検査時に必要な図書、書類	－	－	－	○（準備）※4

○省エネ適判が不要な場合

	省エネ適判	確認申請 3号特例以外	建築主への説明	完了検査
チェックリスト	－	○（提出）※2	○（説明）※3	－
チェックリストの内容を確認できる図書、書類				
完了検査時に必要な図書、書類	－	－	－	○（準備）※4

○省エネ適判が不要であり、かつ確認申請における省エネ審査が省略される場合

	省エネ適判	確認申請 3号特例	建築主への説明	完了検査
チェックリスト	－	－	○（説明）※3	－
チェックリストの内容を確認できる図書、書類				
完了検査時に必要な図書、書類	－	－	－	－※5

※1 「建築物省エネ法施行規則第3条第1項表（い）に掲げる設計内容説明書」として作成し、添付すること。

※2 「建築基準法施行規則第1条の3第1項表2（85の2）に掲げる建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」として作成し、添付すること。ただし、同表2（85の2）に基づき、省エネ適判が必要な場合は添付不要となる。

※3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第6条第3項の説明資料として作成し、説明を行うこと。

※4 建築基準関係規定に適合していることを確認するための図書、書類として作成し、現場に準備の上、検査を受けること。

※5 検査の特例がない場合は、完了検査時に準備が必要となる。

4-7. 基準の適用にあたって

福岡県版気候風土適応住宅は、福岡県の気候や風土に応じた特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合することが困難であるものとして定めたものです。令和7年4月1日より、原則すべての新築建築物で省エネ基準への適合が義務化された趣旨に鑑み、福岡県版気候風土適応住宅の要件を満たす場合であっても、可能な限り省エネ性能の向上に努めてください。

5. 「福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）」の取り扱い

イ 対象規模等

イ（１）

建築士の設計に係るものであること

イ（２）

木造の一戸建ての住宅であること

イ（３）

（i）□(1)から(3)までのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が 300 m²以下であること

イ（３）

（ii）□(4)に該当する場合にあっては、延べ面積が 200 m²以下であること

○概要

福岡県版気候風土適応住宅の基準（第二号）では、建築士が自ら基準への適合性を確認した上で、チェックリストやその他必要な資料を作成する必要があります。基本的に300m²以下の木造の一戸建ての住宅が対象となりますが、採用する要件によっては、さらに200m²以下である必要があります。

○基準の取り扱い

（定義）

- ・ 建築士は、建築士法に基づく一級建築士、二級建築士及び木造建築士とする。
- ・ 一戸建ての住宅は、棟ごとに判断することとする。
- ・ 一戸建ての住宅は、確認申請書第3面における主要用途が「一戸建ての住宅」であるもののうち、居室を有するもので、かつ車庫と一体でないもの（一の建築物でないもの）とする。したがって、併用住宅、兼用住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舍は、一戸建ての住宅として取り扱わない。

例1) 「一戸建ての住宅」として取り扱うもの。

- ・ 離れ（車庫と一体でないもの）＜理由：居室を有し、車庫と一体でないため。＞

例2) 「一戸建ての住宅」として取り扱わないもの。

- ・ ビルトインガレージ＜理由：車庫と一体であるため。＞
- ・ 別棟の倉庫＜理由：居室を有していないため。＞

（取り扱い）

- ・ □（１）から□（３）のいずれかとする場合は、延べ面積が 300 m²以下であること。
- ・ □（４）とする場合は、延べ面積が 200 m²以下であること。

○参考

福岡県版気候風土適応住宅の基準においては、福岡県内の伝統的住宅の規模等に鑑み、対象規模の要件を設けています。

1. 200㎡以下の木造の一戸建ての住宅の場合（建築士の設計によるもの）

□（外皮基準に適合させることが困難と想定されるもの）	□（1）	いずれか1つ
	□（2）	
	□（3）	
	□（4）	
ハ（地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられるもの）	ハ（1）	いずれか3つ以上
	ハ（2）	
	ハ（3）	
	ハ（4）	
	ハ（5）	
	ハ（6）	

2. 200㎡超 300㎡以下の木造の一戸建ての住宅の場合（建築士の設計によるもの）

□（外皮基準に適合させることが困難と想定されるもの）	□（1）	いずれか1つ
	□（2）	
	□（3）	
ハ（地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられるもの）	ハ（1）	いずれか3つ以上
	ハ（2）	
	ハ（3）	
	ハ（4）	
	ハ（5）	
	ハ（6）	

□ 外皮基準に適合させることが困難と想定されるもの

□ (1) ㊦

外壁の過半が貫工法等を用いたものであること

凡例 (㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する)

○概要

柱を貫いて相互につなぐ横木（貫）を用いた軸組工法では、壁内の空隙が少なくなるため、外壁部分に十分な厚さの断熱材を入れることができないことが想定されます。そのような理由で、外壁に十分な厚さの断熱材の施工が困難となり、外皮基準に適合させることができない場合は、本要件の対象となります。

○基準の取り扱い

(定義)

- ・貫工法等とは、貫工法とする。
- ・貫工法は、貫を用いたもので、貫通部分を楔で締め固めたもの（楔締め）とする。

(取り扱い)

- ・外壁周長の合計の過半に、貫工法による外壁（開口部がないもので、貫の厚さが 15 mm 以上、かつ 3 段以上あるものに限る。）が設けられていること。
※外壁周長は芯寸法による。また、外壁は熱的境界を構成する外壁とする。

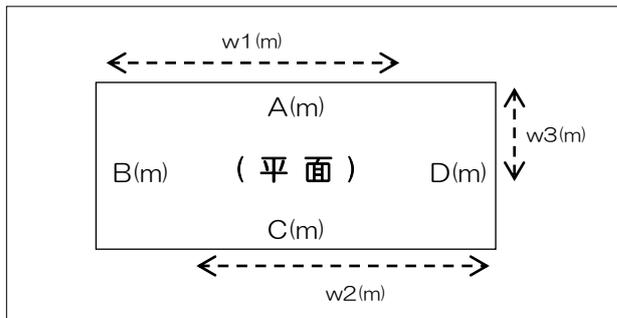
→ $\text{貫工法による外壁の周長の合計} > \text{外壁周長の合計} \times 1/2$

- ・複数階の場合は、各階のいずれも基準を満たす必要がある。
- ・実際の施工計画に即した外皮基準の計算を行い、基準に不適合であることが確認されたものであること。（可能な限り、省エネ性能の向上に努めてください。）

○作成する資料

チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類	平面図 ・以下の内容を明記すること。 ①外壁周長、及びその合計 ②貫工法による外壁（開口部がないもの）の位置 ③貫工法による外壁（開口部がないもの）の周長、及びその合計
	軸組図 ・以下の内容を明記すること。 ①全ての外壁の軸組 ②全ての貫の位置、及び厚さ ※凡例等を用いて、図面を一部簡略化しても良い。
完了検査に必要な図書、書類	施工写真 ・以下の内容を確認できるものとする。こと。 ① 貫の作業写真、及び作業完了写真

○計算に関する補足



(凡 例)

w1~w3：貫工法による外壁の周長
A~D：外壁の周長

(計算例)

$$w1+w2+w3 > (A+B+C+D) \times 1/2$$

石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること

凡例（㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する）

○概要

石場建て、足固め等により、通気性が高く開放的な床下とする場合、断熱材が直接露出し耐候性、耐久性の観点から何らかの対策が必要となるため、床の断熱化が敬遠されることが多く、必要な断熱材を確保することが難しいことが想定されます。そのような理由で、床に十分な厚さの断熱材の施工が困難となり、外皮基準に適合させることができない場合を、本要件の対象とします。（参考：「気候風土適応住宅」の解説 2024 年度版 p27 「開放的な床下（石場建て・足固め等）」）

○基準の取り扱い

（定義）

- ・石場建て、足固め等は、「石場建て（礎石に直接柱を立てる工法）」又は「足固め（柱の足元を相互につないで建築物を固める工法）」とする。

（取り扱い）

○外周部分

- ・外壁周長の合計の過半で、床下が外気に開放されていること。なお、開放部の高さは 0.3m（30cm）以上とする。
- ※外壁周長は芯寸法による。また、外壁は熱的境界を構成する外壁とする。

→ $\text{床下が外気に開放されている幅の合計} > \text{外壁周長の合計} \times 1/2$

○床下部分

- ・石場建て又は足固めを用いることにより、地上階の床面積の概ね全範囲（9割以上）で、床下が外気に開放されていること。なお、床の高さは、建築基準法施行令第 22 条第 1 項ただし書きの適用に関わらず、直下の地面からその床の上面まで 0.45m（45cm）以上とする。ただし、浴室、玄関は、「地上階の床面積」から除いても良い。
- ※床面積は芯寸法による。

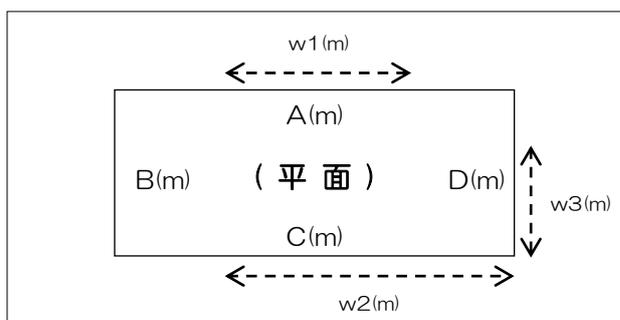
→ $\text{床下が外気に開放されている部分の床面積} \geq \text{地上階の床面積} \times 0.9$

- ・実際の施工計画に即した外皮基準の計算を行い、基準に不適合であることが確認されたものであること。（可能な限り、省エネ性能の向上に努めてください。）

○作成する資料

チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類	<p>平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①外壁周長、及びその合計 ②床下が外気に開放されている幅、及びその合計 ③地上階の床面積 ④床下が外気に開放されている部分の床面積
	<p>立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①床下開放部の高さ
	<p>基礎伏図</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を確認できるものであれば可とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①石場建て、足固めの位置
完了検査に必要な図書、書類	—

○計算に関する補足

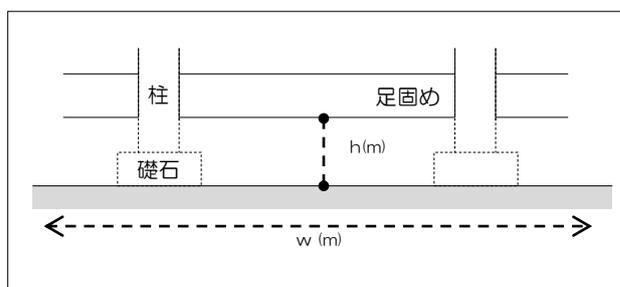


(凡 例)

w1~w3：床下が外気に開放されている幅
A~D：外壁の周長

(計算例)

$$\Sigma w \text{ (w の合計)} > (A+B+C+D) \times 1/2$$

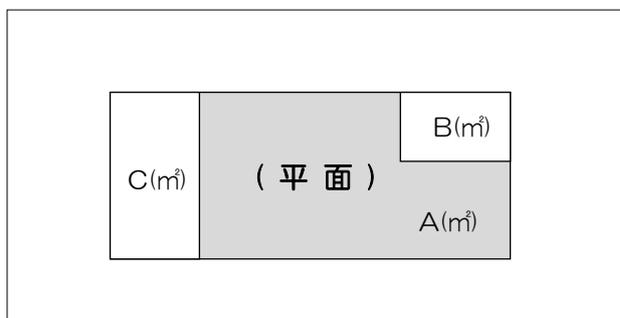


(凡 例)

h：開放部の高さ (0.3m 以上)
w：床下が外気に開放されている幅
※柱、礎石の幅は、開放されている幅に算入して良い。

(計算例)

$$\Sigma w \text{ (w の合計)} > \text{外壁周長の合計} \times 1/2$$



(凡 例)

A：床下が外気に開放されている部分の床面積
B：床下が外気に開放されていない部分の床面積
C：浴室、便所の床面積

(計算例)

$$A \geq (A+B) \times 0.9$$

墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現しであること

凡例（㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する）

○概要

地域の大工等の建築職人の技術を継承していく上で、金物を一切使わない継手仕口のような伝統工法を用いた住宅を残していくことは大変重要です。しかしながら、墨付けや手刻みによる伝統的な継手仕口を用いる場合、構造材を見せる工夫として小屋組みや野地を現しとすることが多く、断熱材の施工が困難な場合が想定されます。そのような理由で、屋根に十分な厚さの断熱材の施工が困難となり、外皮基準に適合させることができない場合を、本要件の対象とします。

○基準の取り扱い

（定義）

- 継手仕口は、土台部分を除いた全ての継手仕口とする。
- 伝統的な継手仕口とは、釘やボルトなどの接合金具を用いずに、木材のみで継手や仕口が構成されているものとする。
- 墨付けは、木材面に工作の基準となる線や印を付けることとする。なお、用いる道具は問わない。
- 手刻みは、鋸（ノコギリ）や鉋（カンナ）などの大工道具を用いて加工することとする。ただし、込栓（こみせん）や貫穴など、手刻みでの加工が難しい部分は、機械を用いても良い。

（取り扱い）

- 継手仕口の概ね全範囲（9割以上）に伝統的な継手仕口を用いていること。

$$\rightarrow \text{伝統的な継手仕口の数} \geq \text{継手仕口の数} \times 0.9$$

- 伝統的な継手仕口の加工は、墨付け及び手刻みによるものであること。
- 小屋組み現し、かつ、野地現しであること。なお、小屋組み現し、かつ、野地現しの範囲は問わない。（全ての部屋でなくても良い。）
- 実際の施工計画に即した外皮基準の計算を行い、基準に不適合であることが確認されたものであること。（可能な限り、省エネ性能の向上に努めてください。）

○作成する資料

チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類	断面図 <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容が確認できるものであれば可とする。 ①小屋組現し、かつ、野地現しであること
	仕様表 <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 ①継手仕口の9割以上を伝統的な継手仕口とすること。 ②伝統的な継手仕口には墨付け、手刻みを用いること。
完了検査に必要な図書、書類	納品書等（伝統的な継手仕口に関する証明書）

○伝統的な継手仕口に関する証明書

様式は以下のとおりとし、証明者は元請、下請を問わない。なお、押印は不要とする。（p36参照）

(様式)

年 月 日

伝統的な継手仕口に関する証明書

(施工者)

会社名 _____

代表者 _____

住 所 _____

下記の工事における土台部分を除いた全ての継手仕口については、9割以上を伝統的な継手仕口とした上で、墨付け及び手刻みによる加工を行ったことを証明します。

工 事 名	
工 事 場 所	
墨付け・手刻み作業者	

外壁の3分の1以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること

凡例 (㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する)

○概要

福岡県では、外壁に対して木製建具を用いて大きな開口部を設け、採光や自然通風に配慮した小規模な古民家が多くみられます。また、木製建具は耐火性では鋼製建具に劣るものの、結露については鋼製建具より有利であるとともに、自然材料である木材を使用することで環境負荷低減に寄与することが期待できます。一方で、ガラス面などの開口部が大きくなることや、気密性の確保が困難になること等の理由により、外皮基準に適合させることが難しいことが想定されます。そこで、木製建具を用いて大きな開口部を設けたもので、外皮基準に適合させることができないものを、本要件と対象とします。(参考:「気候風土適応住宅」の解説2024年度版 p17「地場製作の木製建具」)

○基準の取り扱い

(定義)

- ・ 掃き出し窓等は、1階にあっては開口部が1700mm以上の有効高さを有する掃き出し窓(窓の下端の高さは床から15cm以内)とし、2階以上にあっては開口部が900mm以上の有効高さを有する窓とする。
- ・ 木製建具は、以下のいずれにも該当するものとする。
 - ① 木製の窓(枠が木製であるもの)であること
 - ② 敷居、鴨居、枠が木製であること
 - ③ 現場で敷居、鴨居、枠を取り付けるもの
 - ※ 枠と建具が一体となった工業製品の木製窓(木製サッシと称されることが多い)は、一定の気密性を確保できるため該当しません。

(取り扱い)

- ・ 延べ面積が200㎡以下の住宅で、外壁周長の合計の1/3以上に掃き出し窓等の木製建具が設置されていること。
 - ※ 外壁周長は芯寸法、窓の幅は外法寸法による。また、外壁は熱的境界を構成する外壁とする。
 - $\text{掃き出し窓等の木製建具の幅の合計} \geq \text{外壁周長の合計} \times 1/3$
- ・ 複数階の場合は、各階のいずれも基準を満たす必要がある。
- ・ 実際の施工計画に即した外皮基準の計算を行い、基準に不適合であることが確認されたものであること。(可能な限り、省エネ性能の向上に努めてください。)

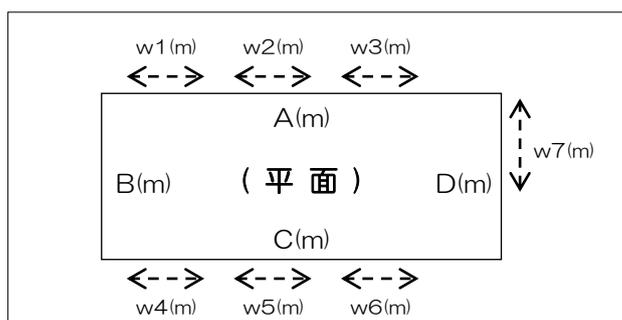
○参考

福岡県内の流通状況等に鑑み、材料や施工者に関する要件は設けておりませんが、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みとして、福岡県産の材料(木材)を使用したり、地場の施工者を登用したりすることが望ましいです。

○作成する資料

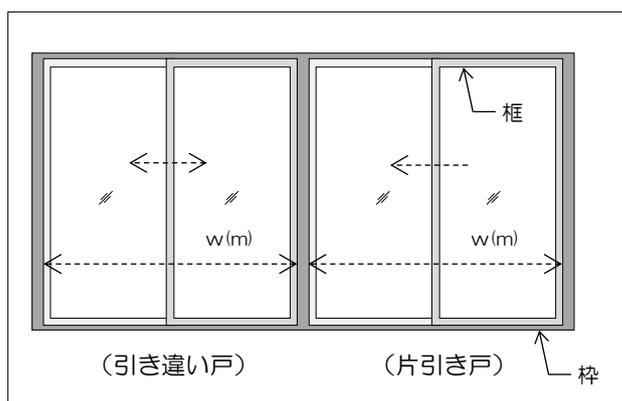
チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類	<p>平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①外壁周長、及びその合計 ②窓の幅、及びその合計
	<p>建具表</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①窓の仕様（框、敷居、鴨居、枠） ②窓の幅 ③窓の高さ
	<p>仕様表</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①現場で敷居、鴨居、枠を取り付けること
完了検査に必要な図書、書類	<p>施工写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容が確認できるものであれば可とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①木製建具の建て込みの作業写真、及び作業完了写真

○計算に関する補足



(凡 例)
 $w1 \sim w7$: 掃き出し窓等の木製建具の幅
 $A \sim D$: 外壁の周長

(計算例)
 $\sum w$ (w の合計) $\geq (A+B+C+D) \times 1/3$



(補 足)

- 窓の幅は、框を含めて良い。
- 引き違い戸の場合、固定窓も窓の幅に含めても良い。
- 縦枠で区切られた場合、縦枠の幅は窓の幅に含めない。

八 地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられるもの

八(1)



屋根の過半が瓦で葺かれていること

凡例 (㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する)

○概要

古民家などの伝統的な住宅においては、瓦屋根であるものが多くみられるとともに、福岡県には歴史ある瓦の産地（久留米市城島町）もあります。瓦屋根は他の屋根材と比較して、蓄熱効果等の省エネ効果が期待できるため、寒暖差の大きな地域においても有効であると考えられます。そこで、屋根が瓦で葺かれているものを、本要件の対象とします。

○基準の取り扱い

(定義)

- ・瓦は JIS A5208 に規定される「粘土がわら」であることとする。
- ・屋根は、庇を含まない。

(取り扱い)

- ・屋根ふき材の施工面積の過半が瓦葺きであること。

→ 屋根ふき材（瓦のみ）の施工面積 > 屋根ふき材の施工面積×1/2

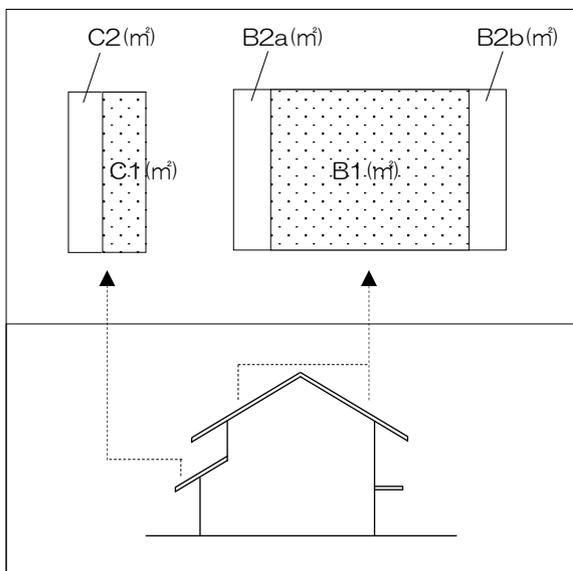
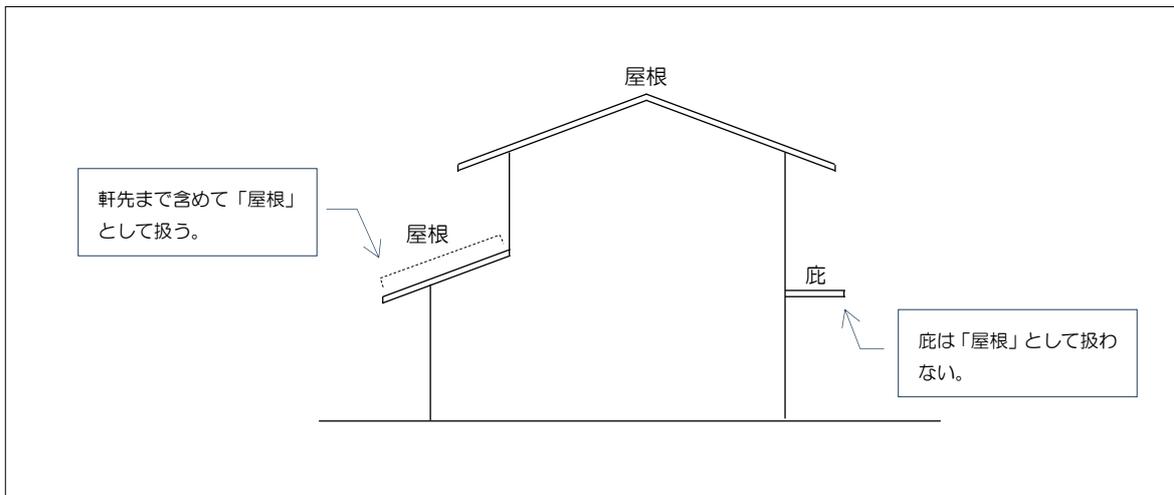
○参考

福岡県内の流通状況等に鑑み、材料や施工者に関する要件は設けておりませんが、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みとして、福岡県産の材料（瓦）を使用したり、地場の施工者を登用したりすることが望ましいです。

○作成する資料

チェックリストの内容の確認 に必要な図書、書類	屋根伏図 ・以下の内容を明記すること。 ①屋根ふき材の仕様 ②屋根ふき材の施工面積 ③屋根ふき材（瓦）の施工面積
完了検査に必要な図書、書類	納品書等（納品書や出荷証明書等） ・以下の内容が確認できるものであれば可とする。 ①瓦が JIS A5208 に適合していること

○計算に関する補足



（凡 例）

A：屋根ふき材の施工面積
 （ $A=B1+B2a+B2b+C1+C2$ ）

B1：屋根ふき材（瓦のみ）の施工面積
 B2a,b：屋根ふき材（瓦以外）の施工面積
 C1：屋根ふき材（瓦のみ）の施工面積
 C2：屋根ふき材（瓦以外）の施工面積

（計算例）

$B1+C1 > A \times 1/2$

外壁の過半に深い軒等（0.9m以上）が設けられていること

凡例（㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する）

○概要

深い軒を設けることで、夏は日差しを遮り、冬は日差しを取り込むことで、室温を安定させることができます。また、福岡県では夏に強い日射や激しい雨に見舞われることもあり、深い軒を設けることで、日差しや雨の室内への侵入を防ぐことができます。そこで、広い範囲に深い軒を設けたものを、本要件の対象とします。

○基準の取り扱い

（定義）

- 深い軒等とは、深い軒とし、ケラバや庇は含まない。
- 深い軒は、外壁面から軒先（内樋を含む。）までが0.9m以上であるものとする。
※軒先は瓦の先端までの寸法で算定して良いものとする。

（取り扱い）

- 深い軒（0.9m以上）を有する外壁周長の合計が、外壁周長の合計の過半であること
※外壁周長は芯寸法による。また、外壁は熱的境界を構成する外壁とする。

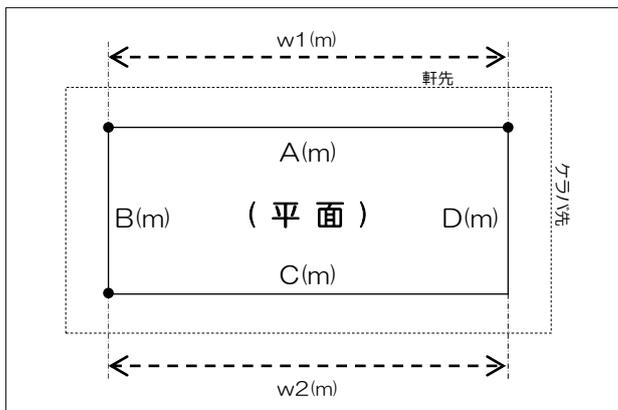
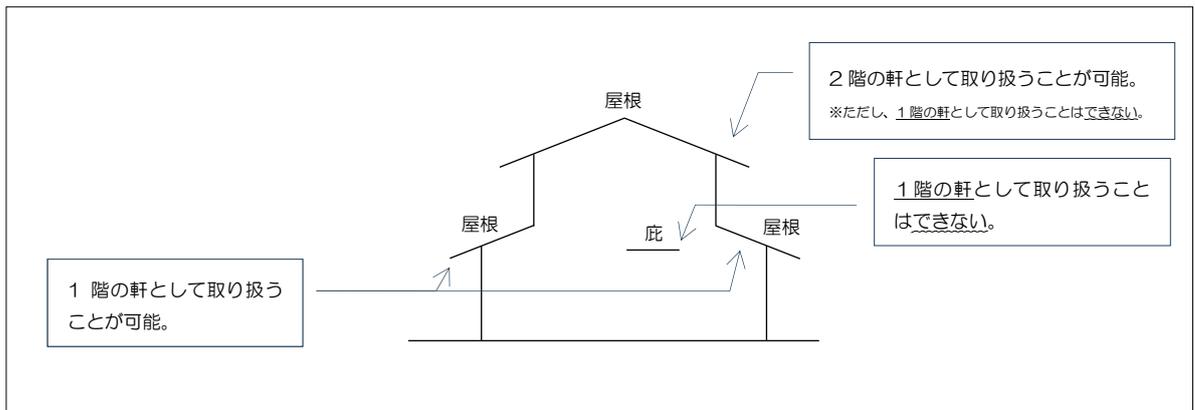
→ $\text{深い軒を有する外壁周長の合計} > \text{外壁周長の合計} \times 1/2$

- 複数階の場合は、各階のいずれも基準を満たす必要がある。

○作成する資料

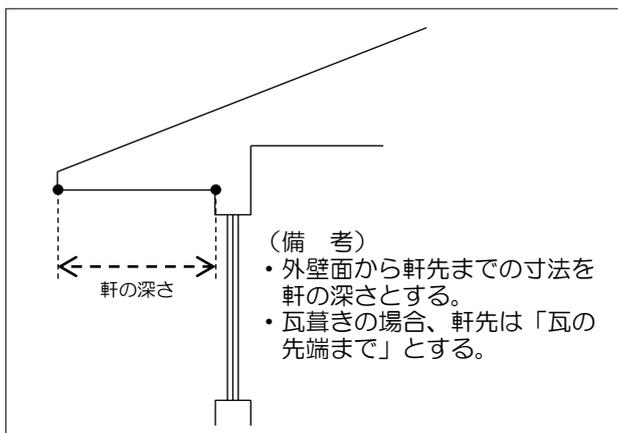
チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類	平面図 ・以下の内容を明記すること。 ①外壁周長、及びその合計 ②軒先の位置 ③軒の深さ ④深い軒（0.9m以上）を有する外壁周長、及びその合計
完了検査に必要な図書、書類	ー

○計算に関する補足



(凡 例)
 w1、w2：深い軒を有する外壁の周長
 A～D：外壁の周長

(計算例)
 $w1+w2 > (A+B+C+D) \times 1/2$



居室と外部の間に縁側が設けられていること

凡例（㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する）

○概要

縁側は、主に和式住宅の畳敷きの室に隣接して設けられ、廊下や上り口、居室の延長等として使われてきたものです。居室と外部の間に縁側を設けることで、縁側が熱の緩衝空間となり、居室に対する日射や冷気を緩和することができます。そこで、縁側を設けたものを、本要件の対象とします。

○基準の取り扱い

（定義）

- 縁側は、畳敷きの居室の外部に面した側に設けられる板張りの部分とする。
- 縁側を外縁（ぬれ縁）とする場合は、軒や庇によって雨掛かりではない部分とする。

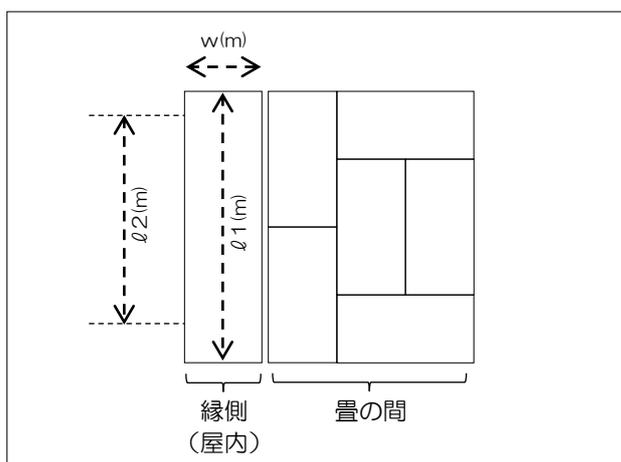
（取り扱い）

- 畳敷きの居室に隣接する部分全体に縁側を設けていること（複数の畳敷きの居室が存在する場合は、そのうち1か所以上で良い）
- 縁側の幅（奥行）は、0.9m以上であること
※縁側の幅は芯寸法による。
- 縁側の延長は3.6m以上であること
- 縁側に用いる板張りは、福岡県内加工材（八(6)の定義と同様）の無垢材であること
- 屋内に縁側を設ける場合は、縁側の外部側に対し、縁側の延長の過半に掃き出し窓（口(4)の定義と同様）が設けられていること

○作成する資料

チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類	<p>平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①畳の間の位置 ②縁側の位置 ③縁側の幅 ④窓の幅、及びその合計 ⑤軒先、庇の位置（外縁の場合）
	<p>建具表</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①窓の幅 ②窓の高さ
	<p>仕様表</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①木材が福岡県内加工材であること
完了検査に必要な図書、書類	納品書等（協議会等が発行する証明書）

○計算に関する補足



(凡 例)

w : 縁側の幅
 l_1 : 縁側の延長
 l_2 : 掃き出し窓の幅

(計算例)

$w \geq 0.9m$
 $l_1 \geq 3.6m$
 $l_2 > l_1 \times 1/2$

内壁の過半が漆喰等の塗壁であること

凡例 (伝 伝統工法を守る、地 地域産材等を使う、空 空間構成等で工夫する)

○概要

漆喰等の塗壁は、技術を要することや工期が長いこともあり、現在ではほとんど使用されておられません。しかしながら、荒壁や木摺を下地とする漆喰は厚みがあり、一定の調湿効果が期待できます。さらに、福岡県には、漆喰の材料となる石灰や貝灰（赤貝）の産地（田川市や柳川市）があり、地域特有のまちなみや景観を形成している地区（八女市福島やうきは市吉井町）もあります。そこで、内部の仕上げを漆喰等の塗壁としたものを、本要件の対象とします。

○基準の取り扱い

（定義）

- ・漆喰等の塗壁は、漆喰の塗壁とする。
- ・漆喰は、消石灰に砂、糊（ノリ）、苧（スサ）などを混ぜて水で練ったものとする。

（取り扱い）

- ・内壁の仕上面積の過半が、漆喰の塗壁であること。
※内壁の仕上面積は施工面積とする。なお、扉や引き戸等の開口部、収納等の見え隠れ部分及び柱等の見え掛かり部分は、内壁の仕上げ面積に含まない。

→ 漆喰の塗壁とする内壁の仕上面積の合計 > 内壁の仕上面積の合計×1/2

○参考

福岡県内の流通状況等に鑑み、材料や施工者に関する要件は設けておりませんが、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みとして、福岡県産の材料（石灰等）を使用したり、地場の施工者を登用したりすることが望ましいです。

○作成する資料

チェックリストの内容の確認 に必要な図書、書類	平面図 ・以下の内容を明記すること。 ①漆喰の塗壁とする内壁の位置
	展開図 ・以下の内容を明記すること。 ①内部仕上表の面積根拠、計算式
	内部仕上表 ・以下の内容が確認できるものであれば可とする。 ①全部屋の内壁の仕上の仕様 ②全部屋の内壁の仕上面積、及びその合計 ③漆喰の塗壁とする内壁の仕上面積、及びその合計
	施工写真 ・以下の内容が確認できるものであれば可とする。 ①漆喰塗りの作業写真、及び作業完了写真

○内部仕上表（例）

任意様式とする。なお、内部仕上表の面積根拠、計算式は、展開図で確認ができるように作成すること。

番号	室名	内壁 仕上げ面積	漆喰の塗り壁とする内壁 仕上げ面積
		A	B
1	和室	～㎡	～㎡
2	寝室	～㎡	～㎡

Aの合計（ΣA）	Bの合計（ΣB）	ΣB/ΣA
～㎡	～㎡	～%

畳の間（8畳以上）又は土間（5㎡以上）が設けられていること

凡例（㊦ 伝統工法を守る、㊧ 地域産材等を使う、㊨ 空間構成等で工夫する）

○概要

古民家などの伝統的な住宅においては、客室や寝室としての畳の間や、作業場としての土間が設けられることがあります。特に、稲わらやイ草を用いた稲わら畳や、土や消石灰などを用いて叩き固めた三和土土間は、断熱性や調湿効果等によって夏の涼しさや冬の暖かさに寄与することが期待できます。また、福岡県筑後地域には畳表に使用されるイ草を多く産出する地域も複数あります。そこで、一定の広さの畳の間や土間を設置した場合を、本要件の対象とします。

○基準の取り扱い

（定義）

- ・畳は以下のいずれにも該当するものとする。
 - ① 畳が JIS A5902 に規定される畳であること
 - ② 畳床（たたみどこ）が JIS A5901 に規定される稲わら畳床であること
※稲わらサンドイッチ畳床は対象ではない。
- ・土間は以下のいずれにも該当するものとする。
 - ① 土間は三和土土間（土、消石灰、苦汁を用いたもの）であること

（取り扱い）

- ・畳の間は、畳が8枚以上設けられていること。
- ・三和土土間は、5㎡以上の広さを有すること。
※三和土土間の広さは芯芯寸法による。

○参考

福岡県内の流通状況等に鑑み、材料や施工者に関する要件は設けておりませんが、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みとして、福岡県産の材料（イ草や消石灰等）を使用したり、地場の施工者を登用したりすることが望ましいです。

○作成する資料

チェックリストの内容の確認 に必要な図書、書類	<p>平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> • 以下の内容を明記すること。 (畳の間を設ける場合) ①畳の間の位置 ②畳の使用枚数 (三和土土間を設ける場合) ③土間の位置 ④土間の広さ
	<p>仕様表</p> <ul style="list-style-type: none"> • 以下の内容を明記すること。 (畳の間を設ける場合) ①畳が JIS A5902 に適合していること ②畳床が JIS A5901 (稲わら畳床) に適合していること
完了検査に必要な図書、書類	<p>納品書等 (納品書や出荷証明書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 以下の内容が確認できるものであれば可とする。 (畳の間を設ける場合) ①畳が JIS A5902 に適合していること ②畳床が JIS A5901 (稲わら畳床) に適合していること
	<p>施工写真</p> <ul style="list-style-type: none"> • 以下の内容が確認できるものであれば可とする。 (三和土土間を設ける場合) ①三和土土間の施工写真、及び施工完了写真

構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が 10 m³以上使用されていること

凡例（㊸ 伝統工法を守る、㊸ 地域産材等を使う、㊸ 空間構成等で工夫する）

○概要

木材の利用は、森林循環を通じて森林の CO₂ 吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献することが期待されます。また、福岡県内において加工された木材を積極的に使用することで、木材産業の振興にも寄与することが考えられます。そこで、構造材、造作材に 10 m³以上の福岡県内加工材の無垢材を使用する場合を、本要件の対象とします。

○基準の取り扱い

（定義）

- ・福岡県内加工材は、福岡県内で加工された木材で、以下の協議会等が発行する証明書があるものとする。
 - ① 福岡県産木材供給連絡協議会
（協議会事務局：福岡県森林組合連合会）
 - ② 福岡県産木材供給体制推進協議会の県産木材認証事業体
（協議会事務局：（一社）福岡県木材組合連合会）

（取り扱い）

- ・構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材を 10 m³以上使用すること。

→ 福岡県内加工材の無垢材の構造材、造作材の総体積 \geq 10 m³

○参考

福岡県産木材連絡協議会においては、木材が福岡県内で伐採されたことに関する証明が取得できます。また、福岡県産木材供給体制推進協議会の県産木材認証事業体においては、木材が福岡県内で伐採され、福岡県内で加工されたことに関する証明が取得できます。

○作成する資料

チェックリストの内容の確認に必要な図書、書類	仕様表 <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①木材が福岡県内加工材であること ②木材が無垢材であること
	木材使用予定表 <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること <ul style="list-style-type: none"> ①木材の使用箇所、及びその体積 ②福岡県内加工材の無垢材の使用箇所、及びその体積
完了検査に必要な図書、書類	納品書等（協議会等が発行する証明書）
	木材使用表 <ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を明記すること <ul style="list-style-type: none"> ①木材の使用箇所、及びその体積 ②福岡県内加工材の無垢材の使用箇所、及びその体積

○木材使用予定表（例）

任意様式とする。木材使用予定量（体積）の計画が分かるように作成すること。

番号	木材の使用箇所	福岡県内加工材の 無垢材の使用体積
		予定
1	構造材	～m ³
2	造作材	～m ³
合計	—	～m ³

○木材使用表（例）

任意様式とする。木材使用量（体積）が分かるように作成すること。

番号	木材の使用箇所	福岡県内加工材の 無垢材の使用体積	
		予定	実績
1	構造材	～m ³	～m ³
2	造作材	～m ³	～m ³
合計	—	～m ³	～m ³

(参考1) 審査、検査に必要な図書、書類の一覧

		□(1)	□(2)	□(3)	□(4)	ハ(1)	ハ(2)	ハ(3)	ハ(4)	ハ(5)	ハ(6)
		外壁の過半が貫工法等を用いたものであること	石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること	墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現していること	建具が設けられていること	屋根の過半が瓦で葺かれていること	外壁の過半に深い軒等(0.9m以上)が設けられていること	居室と外部の間に縁側が設けられていること	内壁の過半が漆喰等の塗壁であること	畳の間(8畳以上)又は土間(5㎡以上)が設けられていること	構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が10㎡以上使用されていること
審査	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平面図	○	○		○		○	○	○	○	
	立面図		○								
	断面図			○							
	軸組図	○									
	屋根伏図					○					
	基礎伏図		○								
	展開図								○		
	建具表				○			○			
	仕様表			○	○			○		○	○
	内部仕上表								○		
木材使用予定表										○	
検査	施工写真	○			○				○	○	
	納品書等			○		○		○		○	○
	木材使用表										○

(参考2) 気候風土適応住宅の特徴を捉える観点に関する整理

福岡県版気候風土適応住宅の基準 (第二号)	「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」※1 における観点							環境 負荷 低減 対策等 ※2	
	①	②	③	④	⑤	区 分	細 区 分 <要素>		
	様式・形態・空間構成	構 工 法	材 料 ・ 生 産 体 制	景 観 形 成	住 ま い 方				
イ (対象規模)	(1) 建築士の設計に係るものであること								
	(2) 木造の一戸建ての住宅であること								
	(3) (i) ①(1)から③までのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が300㎡以下であること								
	(3) (ii) ①(4)に該当する場合にあっては、延べ面積が200㎡以下であること								
ロ (外皮基準に適合させることが困難と想定される要素)	(1) 外壁の過半が貫工法等を用いたものであること		○				構造部分	軸組・耐震要素 <真等の軸組>	—
	(2) 石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること		○				構造部分	軸組・耐震要素 <開放的な床下>	○
	(3) 墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現していること		○				構造部分	構造部材 <部材現し>	—
	(4) 外壁の3分の1以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること		○				非構造部分(外部)	開口部 <大きな窓>	—
ハ (地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられる要素)	(1) 屋根の過半が瓦で葺かれていること		○				非構造部分(外部)	屋根 <瓦屋根>	○
	(2) 外壁の過半に深い軒等(0.9m以上)が設けられていること	○					内部境界部	建物形態・材料 <深い軒>	—
	(3) 居室と外部の間に縁側が設けられていること	○					内部	内部空間 <縁側>	○
	(4) 内壁の過半が漆喰等の塗壁であること		○				地域材料の使用	— <木材の使用>	○
	(5) 内壁の過半が漆喰等の塗壁であること		○				非構造部分(内部)	内壁・内天井 <漆喰>	○
	(6) 畳の間(8畳以上)又は土間(5㎡以上)が設けられていること		○				自然材料の使用※3	— <石灰等の使用>	○
	(7) 畳の間(8畳以上)又は土間(5㎡以上)が設けられていること		○				非構造部分(内部)	内部床 <畳、土間>	○
(8) 構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が10m³以上使用されていること			○			自然材料の使用※3	— <稲わら等の使用>	○	
			○			地域材料の使用	— <木材の使用>	○	

※1 技術的助言(平成28年3月31日 国住建環第65号)
 ※2 現在の建築物省エネ法では評価が難しい環境負荷低減対策等
 ※3 同ガイドラインにおいて例示のないもの

(様式1)

年 月 日

伝統的な継手仕口に関する証明書

(施工者)

会社名

代表者

住 所

下記の工事における土台部分を除いた全ての継手仕口については、9割以上を伝統的な継手仕口とした上で、墨付け及び手刻みによる加工を行ったことを証明します。

工 事 名	
工 事 場 所	
墨付け・手刻み作業者	

福岡県版気候風土適応住宅の基準（解説）

（作成）

福岡県建築都市部建築指導課
北九州市都市戦略局建築審査課
福岡市住宅都市みどり局建築審査課
久留米市都市建設部建築指導課
大牟田市都市整備部建築住宅課

（協力）

公益社団法人福岡県建築士会
一般社団法人福岡県建築士事務所協会
公益社団法人日本建築家協会
一般社団法人日本建築構造技術者協会
一般社団法人福岡県建設業協会
福岡県建設業協同組合
福岡中小建設業協同組合
一般財団法人福岡県建築住宅センター

令和8年4月1日 作成